

「いいね！いぬやま総合戦略」 改訂について

(市町村) 総合戦略とは？

「まち・ひと・しごと創生法」

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、**当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画**（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 **市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。**

一 市町村の区域における**まち・ひと・しごと創生に関する目標**

二 市町村の区域における**まち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向**

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域における**まち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項**

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

まち・ひと・しごと創生とは

(まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」「総合戦略」パンフレットより抜粋)

1 まち・ひと・しごと創生が目指すもの

2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む。

人口減少による消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな重荷となる。

国民の希望を実現し、人口減少に歯止めをかけ、2060年に1億人程度の人口を確保する。

まち・ひと・しごと創生は、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指す。

2 なぜ、まち・ひと・しごと創生か

人口減少問題は地域によって状況や原因が異なる。

大都市における超低出生率・地方における都市への人口流出+低出生率が日本全体の人口減少につながっている。

東京一極集中を是正し、若い世代の結婚・子育て希望を実現することにより人口減少を克服。

地域特性に応じた処方せんが必要。

総合計画と総合戦略の関係

「地方版総合戦略策定のための手引き」 (H27年1月内閣府地方創生推進室)

地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としていますが、いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展などを目的としたものであり、両者の目的や、含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられたものではありません。

これらの理由から、地方版総合戦略は総合計画等とは別に策定してください。

ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えられます。

犬山市では

平成27年度

「いいね！いぬやま総合戦略」策定

取り組むべき課題を「人口の減少」と「地域経済の縮小」に限定

連動

平成28年度

「第5次犬山市総合計画（改訂版）」策定

戦略の内容を踏まえ、全分野を対象に策定

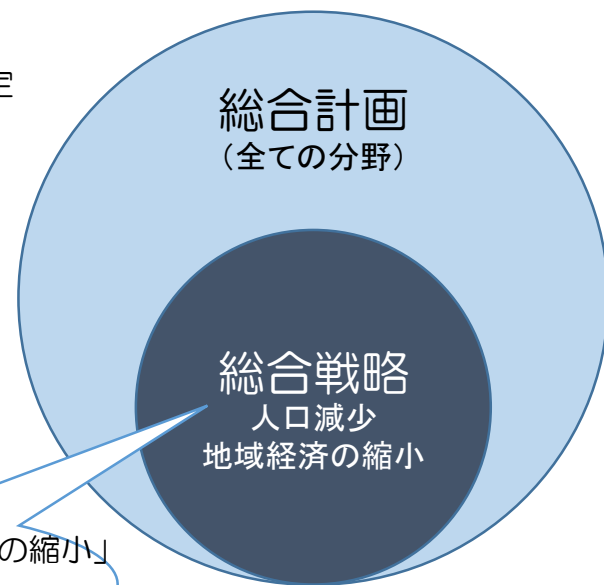
平成29年度～

年に1回、総合計画審議会にて、
総合計画、総合戦略に記載された事業の進捗を確認。

令和元年度

「いいね！いぬやま総合戦略」改訂着手

「人口減少」「地域経済の縮小」
に限定して、
より細かく、より具体的に！！



総合計画と総合戦略

これまでとこれから (案)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)
いいね！いぬやま総合戦略①	策定 作業										
	計画期間 平成27年度～令和元年度 (2015～2019)										
第5次犬山市総合計画 (改訂版)		改訂作業	計画期間 平成29年度～令和4年度 (2017～2022)								
いいね！いぬやま総合戦略② (改訂版)					改訂作業	計画期間 令和2年度～6年度 (2020～2024)					
第6次犬山市総合計画							改訂作業	計画期間 令和5年度～ (2023～)			
いいね！いぬやま総合戦略③ (改訂版(仮))										改訂作業	計画期間 令和 7年度～ (2025～)

「総合計画審議会」と「いいね！いぬやま総合戦略推進会議」関係

	総合計画審議会	総合戦略推進会議
根 拠	犬山市総合計画審議会設置条例 (昭和41年条例第25号)	いいね！いぬやま総合戦略推進会議設置要綱
目 的	総合的計画に関し、市長の諮問に応じて必要な調査審議するため、犬山市総合計画審議会を置く。	まち・ひと・しごと創生法第10条第1項の規定に基づき、犬山市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進にあたり、専門的見地から意見を聴くとともに、幅広い意見を反映させるため、いいね！いぬやま総合戦略推進会議を設置する。
所掌事務	— (条例に定めなし)	①犬山市人口ビジョンの策定に関すること ②総合戦略の策定及び推進に関すること ③上記①②のほか、まち・ひと・しごと創生に関すること
委 員	委員15人以内 ①市議会の議員 ②公共的団体の役職員 ③学識経験を有する者 ④市内に在住し、在勤し、又は在学するもので、市のまちづくりに関心のある者 ⑤その他市長が必要と認める者	委員15人以内 〔学...3人、産...3、金...1、言...1 市民...4、議会(市民代表)...2、NPO...1〕 ※ 要綱では、委員の地位に関する記載はない。

平成27年総合戦略策定時の取組

会議等の開催

いいね！いぬやま総合戦略推進会議

開催時期：平成27年7月7日～平成28年3月18日
(計8回)

犬山の未来を考え隊ワーキンググループ

目的：若者が犬山の未来について考える為の場と機会を設定
開催時期：平成27年7月29日～平成27年11月13日
(計4回)
参加人数：52人(事務局含む)

訪問型アプローチ

目的：さまざまところに訪問して、犬山のここが「いいね！」(強み・良いところ)と、反対に「こうなるといいね！」(弱み・改善したいところ)を聞き取りする。
時期：平成27年6月18日～平成27年10月8日
訪問先：高校、大学、子ども未来園、企業、団体、夏祭り会場
参加人数：313人(25箇所)

いいね！いぬやま総合戦略THE・市民会議

目的：総合戦略策定にあたり、市民の自由な意見交換を経て、戦略づくりのためのご意見・ご提案をいただく場と機会として設定
時期：平成27年9月23日
場所：犬山国際観光センターフロイデ
参加人数：47人

アンケートの実施

市民意識調査アンケート

対象	18～49歳までの市民 3,000人
方法	郵送による配布・回収
回収状況	有効回収数 980票 (32.7%)

インターネットアンケート

対象	首都圏及び近隣地域 900票
方法	インターネットを通じて実施

転入・転出者アンケート

対象	犬山市への転入者 犬山市からの転出者
方法	市民課窓口での配布・回収
回収状況	有効回収数 転入66票 転出78票

老人クラブ連合会アンケート

対象	市内の老人クラブ
方法	老人クラブ連合会を通じた配布・回収
回収状況	有効回収数 235票

総合戦略改訂の方針（案）

いつ？

現在の「いいね！いぬやま総合戦略」の計画期間は、平成27年度～令和元年度（5年間）。

計画期間に切れ目が生じないように、令和元年度中に改訂する。（詳細スケジュールは別紙参照）

計画期間は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間とする。

だれが？

前頁にあるように、

①犬山市の総合戦略と総合計画は連動していること。

②平成29年度以降、総合計画審議会の中で、総合戦略の進捗状況の報告していること。

以上から、既存の総合計画策定[改訂]の枠組みを利用して、総合戦略を改訂する。

外部組織（附属機関） … 犬山市総合計画審議会

内部組織 … 犬山市総合計画推進連絡会議

どのように？

現在の「いいね！いぬやま総合戦略」策定から、実質3年強しか経過していないことから、今回の見直しは、下記の4点に留意しながら、必要最低限にとどめたものとする。

（第5次総合計画が令和5年3月まで。次回の戦略見直しが令和6年であれば、その際に見直し実施することが一番合理的かつ効率的ではないだろうか。）

①現在の総合戦略の検証結果の反映。（総合計画審議会の中で確認。事業の追加、廃止、継続）

②現在に至るまでの社会情勢の変化等への対応。

③国・県の総合戦略を勘案。（既に国からは基本方針（※）が出されている。）

④人口ビジョンの見直しはしない。（現在の実績は、現在の人口ビジョン~かけ離れていない。）

第2期における新たな視点

第2期（2020年度～2024年度）においては、4つの基本目標に向けた取組を実施するに当たり、新たな次の視点に重点を置いて施策を推進する。

(1) 地方へのひと・資金の流れを強化する

- ◆将来的な地方移住にもつなげる「関係人口」の創出・拡大。
- ◆企業や個人による地方への寄附・投資等を用いた地方への資金の流れの強化。

(2) 新しい時代の流れを力にする

- ◆Society5.0の実現に向けた技術の活用。
- ◆SDGsを原動力とした地方創生。
- ◆「地方から世界へ」。

(3) 人材を育て活かす

- ◆地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援。

(4) 民間と協働する

- ◆地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携。

(5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ◆女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現。

(6) 地域経営の視点で取り組む

- ◆地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント。

「まち・ひと・しごと創生基本方針2019について」
令和元年6月
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

令和元年度 スケジュール（案）

番号	担当	大分類	小分類	2019														
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
①	内閣府	第2期 まち・ひと・しごと創 生総合戦略策定	-			6/21 ● 基本方針2019策定							● 第2期総合戦略策定					
②	愛知県	次期人口ビジョン・ まち・ひと・しごと創 生総合戦略策定	-															
③	犬山市	犬山市 総合戦略改訂	総合計画審議会の開催															
④			パブリックコメント実施															
⑤			庁内会議開催															
⑥			市民意識調査(アンケート)実施															